佐渡市スポーツ協会運営費補助事業概要

◆目的

佐渡市スポーツ協会の事業を支援することで、スポーツ推進の中心的存在である各競技団体の競技力向上と、市民スポーツ・生涯スポーツを推進する。

◆現状

市内選手の全国舞台での活躍は市民に希望と感動を与えてくれるが、当市から本国体(R4 年：0 名)や全国大会(R4 年：団体 2 種目 21 名、個人 6 種目 20 名)に参加するような県を代表する選手は少ないのが現状である。また市民の週 1 回以上のスポーツ実施率は 21.5%と新潟県の 40.7%と比較して著しく低い数値となっている。

〇成果目標：成人の週 1 回以上のスポーツ実施率向上

〇目標値：現状値（R3）21.5%⇒目標値（R8）25%

◆支援する事業内容

1.競技力強化を目指し、優秀選手並びに指導者の育成を図る。

①選手育成強化事業助成事業
②スポーツ交流支援助成金事業
③スポーツ講習助成事業
④各加盟競技団体助成事業
⑤総合スポーツ大会の開催
⑥プロ野球 OB 会少年少女野球教室
⑦指導者講習会の開催
⑧優良指導者等表彰

2.市民の健康づくりに寄与する生涯スポーツの推進を図る。

①市民グラウンド・ゴルフ大会
②市民カローリング大会
③地域コミュニティ事業
④佐渡健幸ウォーク
⑤リレーマラソン大会
⑥広報誌発行
⑦スポーツボランティア講習会
⑧園児の運動あそび教室出前授業

⑨シニア体力づくり教室出前事業
⑩協会運営のスポーツ教室の実施

◆R4 年度補助金実績額
①選手育成強化・スポーツ交流・加盟団体助成　補助率 10/10
4,379 千円×10/10=4,379 千円
②人件費（役員 1 名・職員 1 名・臨時 4 名）　補助率 9/10
23,222 千円×9/10=20,900 千円
③事務費（旅費交通費・事務消耗品費他）　補助率 5/10
2,010 千円×1/2＝1,005 千円　計 26,284 千円

◆課題
・平成 27 年に一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団と佐渡市体育協会が合併して一般財団法人佐渡市スポーツ協会となった。その影響で近年ではスポーツイベントの業務が濃くなり、市民のスポーツ推進に取り組めていない状況である。
・市とスポーツ協会で同様の事業を行っている部分もあるので、役割分担について、しっかりと区別する必要がある。
・選手の育成強化について、練習相手も含めた練習環境が整っていない状況の改善、不足している指導者の育成を行っていく必要がある。
・市民のスポーツ実施率を上げるには、スポーツのメリットや必要性を訴え意識的な取り組みを促すこと、スポーツに気軽に親しめる運動教室の実施や、施設の充実を図っていく必要がある。

一般財団法人佐渡市スポーツ協会　組織図

令和5年4月1日 現在

評議員会（6名）

構成：　佐渡市、佐渡市スポーツ推進員協議会、学識経験など

顧問　3名

理事会（29名）

会長1名、副会長4名、専務理事1名、常務理事2名、理事21名

賛助会員

監事　3名

加盟団体		
地区体協	競技団体	
両津地区体協	佐渡市ゲートボール協会	佐渡山岳会
相川地区体協	佐渡水泳連盟	佐渡バドミントン協会
佐和田地区体協	佐渡スキー協会	佐渡バスケットボール協会
金井地区体協	佐渡バレーボール協会	佐渡市テニス協会
新穂地区体協	佐渡サッカー協会	佐渡野球連盟
畑野地区体協	佐渡市剣道連盟	佐渡柔道連盟
真野地区体協	佐渡卓球連盟	佐渡ソフトテニス連盟
小木地区体協	佐渡空手道連盟	佐渡市陸上競技協会
羽茂地区体協	佐渡ゴルフ連盟	
赤泊地区体協		
学校連盟		
小学校体育連盟	中学校体育連盟	高等学校体育連盟

専門委員会

- 式典委員会
- 施設管理運営委員会
- 大会企画運営委員会
- 育成強化委員会
- 普及広報委員会
- 総務財政委員会

事務局体制

会長

副会長（4）

専務理事（事務局長兼務）（1）　　常務理事（2）

総務次長

総務係

事業係

ｽﾎﾟｰﾂ推進係

○一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱

平成30年３月30日

告示第219号

改正　令和３年３月15日告示第100号

（趣旨）

第１条　この告示は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、本市のスポーツ推進を図るため、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「補助事業者」という。）の運営事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費等）

第２条　補助事業の対象となる経費は、別表第１に定めるとおりとする。

（申請者の要件）

第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1)　補助事業を適正かつ確実に実施できること。

(2)　市税等を滞納していないこと。

(3)　佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第２条第１号又は第２号に該当しない者であること。

(4)　別表第２の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（交付の申請）

第４条　申請者は、スポーツ協会運営費補助金交付申請書（様式第１号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方

税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第５条　市長は、前条第１項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、スポーツ協会運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

２　前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

３　市長は、第１項又は前項の交付決定を行うに当たっては、前条第２項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものか確認を行う。

４　市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付してスポーツ協会運営費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第６条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2)　補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象費用の各費目の配分を超えて支出する場合、又は費目の合計の10分の２を超えて流用するときは、市長に届け出ること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4)　補助事業の一部を共同して実施しようとする場合は、実施に関する契

約を締結すべきこと。

(5)　補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに市長に提出し、その指示を受けること。

(6)　市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(7)　補助事業が完了したとき（第３号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。

(8)　市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。

(9)　市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。

(10)　市長が第15条第４項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。

(11)　第15条第４項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。

(12)　返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(13)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に市長に届け出ること。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、スポーツ協会運営費補助金交付申請取下げ書（様式第４号）により市長に申し出なければならない。

２　市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第８条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ協会運営費補助金変更承認申請書（様式第５号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(1)　補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

(2)　補助事業の期間を変更しようとするとき。

２　市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、スポーツ協会運営費補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第６条第２号ただし書の規定に該当する場合は、スポーツ協会運営費補助金計画変更届出書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

４　第５条及び第６条の規定は、第２項の通知をする場合に準用する。

（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は３月31日のいずれか早い日までに、スポーツ協会運営費補助金実績報告書（様式第８号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

２　市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

３　第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１

項の規定による報告を行うに当たり、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、当該消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ協会運営費補助金交付額確定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条　市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出されたスポーツ協会運営費補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を支払うものとする。

２　市長は、補助事業の実施に当たり概算払が必要な場合は、交付決定額の80パーセントを上限に概算払をすることができる。

３　補助事業者は、前項の規定により概算払により補助金の交付を受ける必要がある場合は、スポーツ協会運営費補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第12条　市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者からスポーツ協会運営費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者に通知する。

２　前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第13条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第13条　補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2)　第５条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

(3)　第６条の規定により付された条件に違反したとき。

(4)　その他法令等に違反したとき。

(5)　本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、スポーツ協会運営費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知する。

３　第１項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還等）

第15条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　市長は、第10条の規定により額の確定をした場合（第12条第２項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

３　市長は、前２項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

(1)　返還すべき補助金の額

(2)　加算金及び延滞金に関する事項

(3)　納期日

４　市長は、第１項又は第２項の規定により補助金の返還を請求するときは、スポーツ協会運営費補助金返還命令書（様式第14号）により行う。

５　市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第３項第３号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応

じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、スポーツ協会運営費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書（様式第15号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　前条第３項から第５項までの規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（加算金）

第17条　市長は、補助金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

３　市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

４　補助事業者は、前項の申請をする場合は、スポーツ協会運営費補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第16号）により行うものとする。

（延滞金）

第18条　市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

３　市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

４　補助事業者は、前項の申請をする場合は、スポーツ協会運営費補助金返還に係る延滞金（免除・減免）申請書（様式第16号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第19条　市長は、補助事業者が別表第２の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

２　市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、スポーツ協会運営費補助金停止通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

３　別表第２に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

４　再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第２に定める停止期間の２倍の期間とする。

（事故の報告）

第20条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、スポーツ協会運営費補助金に係る事故報告書（様式第18号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（報告及び調査）

第21条　市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

２　補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかにスポーツ協会運営費補助金遂行状況報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前２項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を

行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

４　市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

５　市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第14条及び第15条の規定を準用する。

（事業遅延の報告）

第22条　補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らかな場合は、スポーツ協会運営費補助金遅延報告書（様式第20号）により、速やかに、市長に報告するものとする。

２　市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、補助事業者に対して必要な措置を取らなければならない。

（協力事項）

第23条　補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

(1)　成果に関する資料の作成

(2)　市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表

(3)　補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

（所管）

第24条　この事業の事務は、社会教育課において所掌する。

（その他）

第25条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成30年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日の前日までに、一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱（平成26年佐渡市教育委員会告示第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手

続その他の行為とみなす。

（失効規定）

３　この告示は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

（令３告示100・一部改正）

附　則（令和３年３月15日告示第100号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、公表の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（令３告示100・一部改正）

補助対象事業	補助対象経費	補助額 （上限4,500万円）
法人運営事業	1　選手育成強化事業助成金、スポーツ交流支援事業助成金及び加盟団体助成金	補助対象経費の10分の10以内の額
	2　人件費（役員報酬、職員給与、職員手当、臨時職員給与、臨時職員手当、職員退職共済掛金、法定福利費等）及び福利厚生費	補助対象経費の10分の9以内の額
	3　事務費（旅費交通費、研修費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、車両費、会費等）	補助対象経費の2分の1以内の額

備考　補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第２（第３条、第19条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

令和４年度 佐渡市スポーツ協会 基本方針及び事業報告

【はじめに】

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症第４波の対応に始まり、第６波の終息を目指す対応で終わった。その中にあって、無観客ながら開催された2020東京オリンピック・パラリンピックやプロスポーツ等のスポーツイベントは、多くの人々に明るい夢や希望・感動を与え、スポーツが持つ素晴らしい力に触れることができた１年であった。

当協会も、設立以来７年間、「市民のスポーツ活動の振興に資する事業を行い、市民スポーツ活動の活性化に寄与する」を目指し、スポーツの素晴らしい力を市民に享受してもらおうと取り組んできたが、近年その成果の一端が現れている。

その１つめは、育成強化の取組である。

全国を舞台に活躍する競技チームや競技者が、年々増えている事である。喜ばしいことに令和３年度は、協会特別賞を多くの方が受賞されている。佐渡のスポーツ界で育まれ、当協会としても支援してきた選手が、高校生、大学生として全国大会で活躍したり、プロの世界で活躍するアスリートが現れた。48年ぶりの佐渡から関取誕生の朝乃若関、菊地大稀投手の佐渡初のプロ野球選手誕生である。市民にとって吉報であり、何より長年選手育成に尽力されてきた加盟団体関係者の努力の成果である。

その２つめは、協会主催の健康づくり教室、スポーツ教室等が活況を呈していることである。これは、コロナ禍により市の各スポーツ施設の閉館、学校での部活動の時間短縮により、市民のスポーツを楽しむ機会が奪われ、市民の体力の低下、不安やストレスの増大に伴う、健康体力の維持向上、仲間づくりに対するニーズが高まったことが背景にある。

しかしながら、市民にとっては気軽にスポーツを楽しむことができず、運動不足による身体的及び精神的な健康を懸念する１年でもあった。

さて、令和４年度は佐渡市スポーツ推進計画が施行されて２年目を迎える。このような状況にあって、課せられた役割の大きさを自覚し、行政や関係機関との連携を密にし、基本理念である「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」の一翼を担えるよう努める。

その意味で、令和４年度はコロナ禍に怯むことなく、コロナと正対し、引き続きwithコロナの精神で実践しながら、意欲的にスポーツ・運動に取り組める環境を整備し、市民の健康の保持・増進のため、より一層のスポーツの推進を展開していく。

１．基本方針

令和４年度の基本方針を次のように定める。

市民のスポーツに対する関心を高め、市民のスポーツ参加を促し、その活性化を図っていく。そのため、スポーツ推進の中心的存在である各加盟団体と連携して競技力向上を図るとともに、市民スポーツや生涯スポーツを推進し、スポーツアイランド佐渡の環境整備を進める。

２．事業計画

⑴　競技力の強化を目指し、優秀選手並びに指導者育成を図る。

市内青少年の全国大会への出場が定着してきている。競技団体によっては、優秀なアスリートを育成するため、初級段階から上級段階まで個々に応じた指導をジュニア層から高校生・一般まで、一貫した指導体制を構築している。当協会として、これらの競技団体に引き続き助成制度が有効活用されるよう支援していく。また、指導体制が未整備の競技団体には、一貫した指導体制を構築するよう支援を図っていく。

優秀選手及びに指導者を育成するため、島内外から優秀指導者やアスリートを招聘し、指導力や競技力の向上を図るための実技講習会や講演会を実施する競技団体には、スポーツ講習助成事業を通して支援する。

プロ野球ＯＢ選手から直接指導を受ける少年少女野球教室の開催を通して、野球に対する愛好者の底辺を広げる。あわせて、指導者講習会を開催し、指導力向上を目指す。

◎事業内容

・選手育成強化事業助成事業	※別紙参照（実績報告書）
・スポーツ交流支援助成金事業	※別紙参照（実績報告書）
・スポーツ講習助成事業	※１団体：佐渡市剣道連盟
・加盟団体助成事業	※別紙参照（実績報告書）
・総合スポーツ大会の開催	※令和４年　６月～８月：１３競技
・リレーマラソン大会の開催	※令和５年　３月２５日（土）
・プロ野球ＯＢ会少年少女野球教室の開催	※令和４年　５月　７日（土）
・指導者講習会の実施	※令和４年１１月１２日（土）
・優良指導者等表彰	※令和５年　２月１９日（日）

⑵　市民の健康づくりに寄与する生涯スポーツを振興する。

市民にコロナ禍でのスポーツの必要性を訴え、意識的にスポーツ・運動に取り組むよう推進する。

スポーツ振興を通して、高齢者社会に対応した地域住民の健康づくりと地域コミュニティの活性化を目指すとともに、スポーツ離れの状況がみられる子供たちへ、継続的にスポーツに触れ合う場の提供を推進する。

幼児から高齢者に至るまで、そのステージにふさわしいスポーツの振興を通して、市民の健やかな心身を育むことに少しでも寄与することは、市民の健康と地域社会の発展に貢献することにつながる。市民の各ステージにふさわしい生涯スポーツニーズに応えるよう啓発活動を推進する。そのために、有資格職員を最大限活用して教室等の充実や指導者派遣事業の拡張を図る。

コロナ禍のため希薄になってしまった地域コミュニティを再構築するため、地域スポーツ振興の担い手である地区公民館、地区スポーツ推進委員協議会、地区体育・スポーツ団体の三者が連携して、地域住民の健康づくり、コミュニティづくりを図るよう地域コミュニティ事業の推進を図る。

◎事業内容

・第８回市民グラウンド・ゴルフ大会	※令和４年　６月　５日（日）
・第６回市民カローリング大会	※令和５年　３月　４日（土）
・地域コミュニティ事業	※７地区（新穂、畑野、赤泊除く）
・第３回さど健幸ウォークの開催	※令和４年１０月２９日（土）
・園児の運動あそび教室出前授業（拡充）	※次年度へ持越
・シニア体力づくり教室出前授業（新規）	※次年度へ持越
・高齢者健康づくり教室出前授業（拡充）	※１団体：小木老人クラブ
・協会直営のスポーツ教室の実施（拡充）	※次年度へ持越
・広報紙発行	※年２回発行（別添参照）

⑶　協会主管イベントの充実を図るため、関係機関との連携を強化する。

今年度の４大スポーツイベントを開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じなければならない。基本的な感染予防策の実施、日程変更や参加者の制限、コースの変更、規模縮小等、様々な対策を検討する必要があり、ともすると参加者にとって魅力に乏しい大会となってしまうおそれがあるが、コロナ禍で３年連続中止を回避するための開催に意義があり、来年度以降の大会参加につなげていく。

また、コロナ禍においてボランティアの確保も困難が予想されることから、関係機関と協議しながら人員削減の方法を検討する必要がある。ボランティア確保の課題は常態化していることから、ボランティアのやりがいや楽しみ方を知る研修会を開催し、スポーツボランティアの養成を図る。

◎事業内容

・第 13 回佐渡トキマラソン	※コロナ禍の状況により中止
・第 17 回佐渡ロングライド２１０	※令和４年　５月１５日（日）
・第 10 回佐渡オープンウォータースイミング	※令和４年　７月１７日（日）
・第 21 回佐渡ジュニアトライアスロン大会	※令和４年　９月　３日（土）
・第 34 回佐渡国際トライアスロン大会	※令和４年　９月　４日（日）
・ボランティア研修会の開催（新規）	※令和４年　６月３０日（木）

⑷　指定管理施設の市民有効活用のため、適切かつ効果的な施設管理を行う。

市の施設利用に際しての予防対策ガイドラインに基づいて、指定管理施設を適正に管理し、安心・安全なスポーツ環境を提供する。

with コロナを実践しながら、各施設でのスポーツ教室の拡充をし、教室の参加者や修了者の利用促進を図る。また、スポーツイベントのボランティア参加によるポイント付与制度の効果的な活用により、体育施設の利用機会の創出をする。特に利用者数の少ない陸上競技場については無料開放デー等のイベントを企画・実施し、利用促進を図る。

施設運営にあたっては、安全管理の徹底を図るとともに、利用者の声を聞きながらホスピタリティの向上や営業時間の柔軟な対応等により、サービス向上を図る。

施設の老朽化による修繕にも積極的に対応し、佐渡市と協議しながら、改修箇所の早期対応を図る。

また、本年度は、佐渡スポーツハウス・佐渡市陸上競技場、両津総合体育館の指定管理業務受託の最終年度であり、継続して契約できるように対応していく。

◎事業内容

・各種スポーツ教室の実施（拡充）	※次年度へ持越
・ボランティアポイント付与制度	※ボランティア参加者へ付与
・陸上競技場市民開放デー及びイベントの実施	※令和４年１０月２２日（土）

令和４年度　一般財団法人 佐渡市スポーツ協会（運営費・スポーツ推進）　決算

【収入】　（単位：円）

項	目	節	当初予算額	補正後予算額	決算額	補助対象金額	補助対象外金額	合計	説明
市支出金	市補助金	協会運営費	26,734,000	26,734,000	26,284,000	26,284,000	0	26,284,000	
	市委託金	業務委託金	10,837,000	8,604,000	9,594,534	0	9,594,534	9,594,534	スポ少運営、介護予防、平スキー場 他
会費	会費	加盟団体	540,000	540,000	540,000	0	540,000	540,000	加盟団体（@20,000円*27団体）
		賛助会員	800,000	768,000	777,000	0	777,000	777,000	企業、団体、個人
補助金	補助金	ＪＫＡ	6,800,000	3,800,000	3,890,038	0	3,890,038	3,890,038	
負担金	負担金	スポーツイベント事業負担	24,150,000	20,900,000	20,900,000	0	20,900,000	20,900,000	各大会実行委員会より
助成金	助成金	助成金	50,000	0	0	0	0	0	新潟県スポーツ交流支援事業
寄付金	寄付金	寄付金	2,500,000	2,000,000	2,020,000	0	2,020,000	2,020,000	企業、団体
繰越金	繰越金	繰越金	0	5,300,000	5,393,113	0	5,393,113	5,393,113	前年度繰越金
諸収入	雑入	預金利子	0	0	79	0	79	79	
		大会参加料	530,000	80,000	256,600	0	256,600	256,600	Gｺﾞﾙﾌ、ｶﾛｰﾘﾝｸﾞ、Rﾏﾗｿﾝ、ｳｵｰｸ
		雑収入	555,000	555,000	1,050,801	0	1,050,801	1,050,801	保育園等指導謝礼他
		自販機販売奨励金	200,000	120,000	134,512	0	134,512	134,512	コカ・コーラ、ダイドードリンコ
繰入金	繰入金	繰入金	146,000	146,000	0	0	0	0	特別会計より
	施設会計	佐渡スポーツハウス	1,500,000	1,500,000	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	租税公課等負担分 他
		両津総合体育館	200,000	200,000	0	0	0	0	租税公課等負担分 他
		佐渡市総合体育館	600,000	600,000	0	0	0	0	租税公課等負担分 他
収入合計			76,142,000	71,847,000	72,040,677	26,284,000	45,756,677	72,040,677	

令和４年度　一般財団法人 佐渡市スポーツ協会（運営費・スポーツ推進）　決算

【支出】　（単位：円）

項	目	節	当初予算額	補正後予算額	決算額	補助対象金額	補助対象外金額	合計	説明
人件費	報酬	役員報酬	9,247,000	8,647,000	6,616,575	3,389,325	3,227,250	6,616,575	業務執行理事
	給与	職員	14,474,000	13,474,000	13,333,837	4,646,140	8,687,697	13,333,837	職員
		臨時職員	9,224,000	9,804,000	9,196,186	6,412,298	2,783,888	9,196,186	臨時職員
		手当等	4,505,000	4,305,000	4,613,123	1,652,925	2,960,198	4,613,123	職員、臨時職員
	共済費	雇用保険	382,000	382,000	240,702	209,114	31,588	240,702	役員、職員、臨時職員
		厚生年金	3,922,000	3,622,000	3,131,509	3,131,509	0	3,131,509	役員、職員、臨時職員
		健康保険	2,277,000	2,077,000	1,837,030	1,837,030	0	1,837,030	役員、職員、臨時職員
		労働災害保険	800,000	960,000	625,811	625,811	0	625,811	職員、臨時職員
		退職積立金	1,416,000	1,416,000	1,318,080	1,318,080	0	1,318,080	職員
	賃金	賃金	5,028,000	4,728,000	4,207,750	0	4,207,750	4,207,750	佐渡市平スキー場、佐和田海水浴場 他
報償費	報償費	報償金	160,000	310,000	211,000	0	211,000	211,000	
旅費	旅費	費用弁償	100,000	100,000	58,375	58,375	0	58,375	非常勤役員交通費
		普通旅費	360,000	360,000	288,676	117,702	170,974	288,676	役員、職員 他
一般管理費	交際費	交際費	20,000	20,000	11,000	0	11,000	11,000	慶弔費
	需用費	消耗品費	1,700,000	2,000,000	1,897,127	239,536	1,657,591	1,897,127	表彰式、事務用品 他
		食糧費	130,000	130,000	81,896	0	81,896	81,896	懇親会費 他
		印刷製本費	660,000	660,000	565,850	310,850	255,000	565,850	会報、封筒印刷、ポスター等
		燃料費	30,000	100,000	68,479	29,512	38,967	68,479	ガソリン代
		光熱水費	0	0	0	0	0	0	
		修繕料	50,000	150,000	235,466	35,466	200,000	235,466	備品修繕等
	役務費	通信運搬費	450,000	550,000	489,667	129,667	360,000	489,667	電話料、郵便料
		広告料	0	0	0	0	0	0	
		手数料	200,000	200,000	159,974	159,974	0	159,974	振込手数料
		保険料	240,000	280,000	326,300	166,500	159,800	326,300	車両保険等
	委託料	事務委託料	100,000	190,000	163,882	163,882	0	163,882	会計事務所 他
		ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ作成委託料	200,000	200,000	198,000	28,000	170,000	198,000	
		事業委託料	500,000	650,000	534,000	200,000	334,000	534,000	スキー場草刈、リレーマラソン計測 他
	使用料及び賃借料	使用料	700,000	750,000	704,383	104,383	600,000	704,383	コピー機使用料 他
		会場借上料	65,000	65,000	4,524	4,524	0	4,524	総合スポーツ大会 他
		賃借料	620,000	620,000	600,589	20,000	580,589	600,589	スキー場機械借上
	備品購入費	備品購入費	50,000	150,000	0	0	0	0	車両・事務用品
	負担金及び補助金	負担金	180,000	220,000	183,800	7,500	176,300	183,800	社保会費、柔道協会費
		総合スポーツ大会交付金	100,000	225,000	217,528	0	217,528	217,528	
		選手育成強化事業	2,700,000	2,170,000	1,864,000	1,864,000	0	1,864,000	
		ｽﾎﾟｰﾂ交流支援事業	1,300,000	470,000	384,800	384,800	0	384,800	
		スポーツ講習助成事業	300,000	50,000	25,000	0	25,000	25,000	
		地区ｺﾐｭﾆﾃｨ事業助成金	300,000	150,000	205,914	0	205,914	205,914	
		県スポ協会費	160,000	160,000	139,450	139,450	0	139,450	
		加盟団体助成金	2,700,000	2,150,000	2,130,000	2,130,000	0	2,130,000	
	公課費	法人税（未確定）	70,000	70,000	140,000	0	140,000	140,000	
		消費税（未確定）	2,800,000	3,800,000	4,450,000	0	4,450,000	4,450,000	
		自動車重量税	70,000	70,000	50,300	50,300	0	50,300	
		証紙・印紙	50,000	50,000	44,800	44,800	0	44,800	
	繰出金	基本財産	1,000,000	0	0	0	0	0	
		指定管理施設	0	1,460,000	1,460,000	0	1,460,000	1,460,000	
スポーツイベント事業	スポーツイベント事業	ロングライド（ＪＫＡ）	6,800,000	3,900,000	3,890,038	0	3,890,038	3,890,038	
予備費	予備費	予備費	2,000	2,000	0	0	0	0	
イベント事務負担金・市委託金関係（支出合計）			-	-	-	-	-	-	
市委託金関係（事務管理手数料他）			-	-	-	-	-	-	
支出合計			76,142,000	71,847,000	66,905,421	29,611,453	37,293,968	66,905,421	
期末残高（ただし、法人税及び消費税未確定）			5,135,256						

	補助対象経費	補助額	補助率
人件費	23,222,232	20,900,008	90/100
事務費	2,010,421	1,005,210	50/100
助成金	4,378,800	4,378,800	100/100
合計	29,611,453	26,284,018	-

確定予定額　26,284,000 円（千円未満切り捨て）

令和５年度 佐渡市スポーツ協会 基本方針及び事業計画

【はじめに】

令和４年度は、ゼロコロナから、withコロナに移行した中で、スポーツの普及・振興に努めること、それによって、コロナ禍以前のスポーツ活動の復活を目指すことに取り組んだ１年であった。

当協会にとっては、過去３年間のコロナ禍は予想できない影響があり、協会が推進するスポーツ活動の復活は容易ではなかった。その顕著な例が、開催直前に中止にせざるを得なかった佐渡トキマラソン大会である。第７波の収束を見込んで計画を進めていたが、第８波が襲来し、大会を安全に実施する気運や体制を整えることができなかったことである。

そこで、コロナ禍にあって、安心・安全にアスリートやボランティアがスポーツ活動を展開するにはどうすればよいか、みんなで考え、学び、実践した結果、再開への環境を徐々に整えていくことになった。　幸いなことに、国によるワクチン接種普及率の向上もあって、スポーツをめぐる環境が変化し、足かせとなっていた規制が次々に緩和されるようになった。

春にはプロ野球OBによる全国少年少女野球教室を開催したり、佐渡ロングライド210やウォータースイミング大会をwithコロナの精神で次々に復活させたりした。

夏の佐渡国際トライアスロン大会の復活にいたっては、内外のアスリートだけでなく、久々に大会関係者や市民にスポーツによる喜びを蘇らせることができた。

また、全国レベルの大会も次々に復活し、離島甲子園大会での佐渡市中学生の優勝をはじめ、市内高校生チームが、バスケットボール、バレーボールの全国という大舞台で実力を発揮し、好成績を収めた。

秋には、新規事業の佐渡市陸上競技場の無料開放ディを実施し、障害スポーツ実践者やサッカー愛好者、５０メートル電子計測（写真判定走）希望者など、新しい分野のスポーツ・運動に取り組む環境を創出するとともに、あまりなじみのない陸上競技場を紹介することにもつながった。

令和５年度は、「コロナ禍に怯むことなく、コロナに正対し、withコロナの精神で、スポーツ活動の推進を図る」を継続し、「守勢」であった今までの当協会のスポーツ活動を、まずはコロナ禍以前の活動状況に復帰させること、次にそれ以上に振興を図る「攻勢」へと転じていくことを目標としたい。そのため次の３点を重点的に取り組んでいく。

その第１点は、当協会加盟団体の活動の復活を実現することである。猛威を振るうコロナ禍にあって、中止の可能性をはらみながら、取組を強いられた当協会の加盟団体の受けた影響は大きい。事業を計画しても、以前のような参加者が得られないこと

や、推進する人材の不足や高齢化が以前に増して報告されている。特に地域スポーツ協会（体育協会）にこの傾向は顕著である。協会挙げて、指導者の育成、競技力向上のための講習会支援や新しい人材づくりに努める必要がある。加盟競技団体への活動支援が競技力の向上に結び付き、加盟地域スポーツ協会等への支援が、元気な地域づくりへと結びついていくことと確信する。

その第２点は、市民の健康寿命の延長に貢献するため、健康維持増進活動や生涯スポーツの普及に努めることである。現在、幼児スポーツ教室や健康教室や介護予防教室等の取組やグラウンド・ゴルフ、カローリングなど、「いつでも、だれもが、手軽に取り組めるスポーツ」の推進を行ってきている。

今後も、意欲的にスポーツ・運動に取り組める環境を整備することに努め、市民の健康の保持・増進のため、スポーツ活動を拡充することに努めていく。また、当協会の推進している地域コミュニティ事業の拡充も図っていく。

第３点は、文部科学省により中学校の部活動が地域スポーツ活動への移行が進められている。移行が円滑に行われるため、学校及び競技団体への連絡調整を図り、移行を支援していくことである。

以上のことを踏まえ、令和５年度も引き続き次を基本方針に掲げ総力を挙げて取り組む。

１．基本方針

令和５年度の基本方針を次のように定める。

市民のスポーツに対する関心を高め、市民のスポーツ参加を促し、その活性化を図っていく。そのため、スポーツ推進の中心的存在である各加盟団体と連携して競技力向上を図るとともに、市民スポーツや生涯スポーツを推進し、スポーツアイランド佐渡の環境整備を進める。

２．事業計画

⑴　競技力の強化を目指し、優秀選手並びに指導者育成を図る。

市内青少年の全国大会への出場が定着してきている。競技団体によっては、優秀なアスリートを育成するため、初級段階から上級段階まで個々に応じた指導をジュニア層から高校生・一般まで、一貫した指導体制を構築している。当協会として、これらの競技団体に引き続き助成制度が有効活用されるよう支援していく。また、指導体制が未整備の競技団体には、一貫した指導体制を構築するよう支援を図っていく。

優秀選手及び指導者を育成するため、島内外から優秀指導者やアスリートを招聘し、指導力や競技力の向上を図るための実技講習会や講演会を実施する競技団体には、スポーツ講習助成事業を通して支援する。

◎事業内容

選手育成強化事業助成事業	年間実施	270 万円
スポーツ交流支援助成事業	年間実施	130 万円
スポーツ講習助成事業	年間実施	30 万円
加盟団体助成事業	年間実施	270 万円
総合スポーツ大会の開催	6 月～8 月	35 万円
さどリレーマラソン大会	3 月 23 日（土）	25 万円
指導者講習会の実施	11 月上旬	10 万円
表彰式（優良指導者等）	2 月中旬	58 万円

⑵　市民の健康づくりに寄与する生涯スポーツを振興する。

市民にスポーツの必要性を訴え、意識的にスポーツ・運動に取り組むよう推進する。

スポーツ振興を通して、高齢者社会に対応した地域住民の健康づくりと地域コミュニティの活性化を目指すとともに、スポーツ離れの状況がみられる子供たちへ、継続的にスポーツに触れ合う場の提供を推進する。

幼児から高齢者に至るまで、そのステージにふさわしいスポーツの振興を通して、市民の健やかな心身を育むことに少しでも寄与することは、市民の健康と地域社会の発展に貢献することにつながる。市民の各ステージにふさわしい生涯スポーツニーズに応えるよう啓発活動を推進する。そのために、有資格職員を最大限活用して教室等の充実や指導者派遣事業の拡張を図る。

コロナ禍のため希薄になってしまった地域コミュニティを再構築するため、地域スポーツ振興の担い手である地区公民館、地区スポーツ推進委員協議会、地区体育・スポーツ団体の三者が連携して、地域住民の健康づくり、コミュニティづくりを図るよう地域コミュニティ事業の推進を図る。

◎事業内容

協会設立記念第 9 回市民ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・ｺﾞﾙﾌ大会	6 月 4 日（日）	1 万円
第 7 回市民カローリング大会	3 月 3 日（日）	1 万円
第 1 回市民ボッチャ大会	3 月 3 日（日）	1 万円
地域コミュニティ事業	年間実施	30 万円
第 4 回さど健幸ウォーク	10 月 28 日（土）	31 万円
園児の運動遊び教室出前授業（拡充）	年間実施	
シニア体力づくり教室出前授業	年間実施	
高齢者健康づくり教室出前授業（拡充）	年間実施	
協会直営のスポーツ教室の実施（拡充）	年間実施	
広報誌発行		

⑶　協会主管イベントの充実を図るため、関係機関との連携を強化する。

前年度の４大スポーツイベントについては、コロナ禍で開催することを最大の目標とし、飲食物の提供など感染リスクの高いサービスは取り止め、必要最低限の内容としたため、大会本来の魅力が失われたものとなった。今年度は国・県の指針に沿った対策を講じたうえで、可能な限り魅力ある大会にしていく。

また、ボランティアの確保も困難が予想されることから、関係機関と協議しながら効果的な運営方法を検討する必要がある。ボランティア確保の課題は常態化していることから、ボランティアのやりがいや楽しみ方を知る研修会を開催し、スポーツボランティアの養成を図る。

◎事業内容

第14回佐渡トキマラソン	4月23日(日)
エンジョイグルメライド（新規）	5月20日(土)
第17回佐渡ロングライド210	5月21日(日)
第11回佐渡オープンウォータースイミング	7月23日(日)
第22回佐渡ジュニアトライアスロン大会	9月 2日(土)
第35回佐渡国際トライアスロン大会	9月 3日(日)
ボランティア研修会	

⑷　指定管理施設の市民有効活用のため、適切かつ効果的な施設管理を行う。

市の施設利用に際しての予防対策ガイドラインに基づいて、指定管理施設を適正に管理し、安心・安全なスポーツ環境を提供する。

各施設でのスポーツ教室の拡充をし、教室の参加者や修了者の利用促進を図る。また、スポーツイベントのボランティア参加によるポイント付与制度の効果的な活用により、体育施設の利用機会の創出をする。特に利用者数の少ない陸上競技場については、昨年に引き続き開放ディ等のイベントを企画・実施し、利用促進を図る。

施設運営にあたっては、安全管理の徹底を図るとともに、利用者の声を聞きながらホスピタリティの向上や営業時間の柔軟な対応等により、サービス向上を図る。

施設の老朽化による修繕にも積極的に対応し、佐渡市と協議しながら、改修箇所の早期対応を図る。

また、本年度は、佐渡市総合体育館関連施設の指定管理業務受託の最終年度であり、継続して契約できるように対応していく。

◎事業内容

各種スポーツ教室の実施（拡充）	
ボランティアポイント付与制度	
陸上競技場市民開放ディ及びイベントの実施	10月21日（土）

2023年度　スポーツ協会運営費　収支計画書

2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日

（単位：円）

区分／科目			予算（要求）額	前年予算額	比較	本年度 補助対象	本年度 補助対象外	備考
歳入（A）			73,131,000	76,142,000	△ 3,011,000	28,379,000	44,752,000	
市支出金			39,816,000	37,571,000	2,245,000	28,379,000	11,437,000	
	市補助金	協会運営費	28,379,000	26,734,000	1,645,000	28,379,000	0	佐渡市
	市委託金	業務委託金	11,437,000	10,837,000	600,000	0	11,437,000	スポ少運営、佐渡市平スキー場、介護予防教室、佐和田海の家監視
補助金			3,000,000	6,800,000	△ 3,800,000	0	3,000,000	
	JKA	JKA	3,000,000	6,800,000	△ 3,800,000	0	3,000,000	公益財団法人日本自転車競技会
負担金			24,150,000	24,150,000	0	0	24,150,000	
	イベント	イベント事務負担金	24,150,000	24,150,000	0	0	24,150,000	スポーツイベント実行委員会より
会費			1,340,000	1,340,000	0	0	1,340,000	
	会費	加盟団体	540,000	540,000	0	0	540,000	競技団体、地区体協
		賛助会員	800,000	800,000	0	0	800,000	法人、個人
助成金			0	50,000	△ 50,000	0	0	
	助成金	助成金	0	50,000	△ 50,000	0	0	県スポ協
寄付金			2,500,000	2,500,000	0	0	2,500,000	
	寄付金	寄付金	2,500,000	2,500,000	0	0	2,500,000	トライアスロンチャリティ、スポンサー
繰越金			0	0	0	0	0	
	繰越金	繰越金	0	0	0	0	0	前年度繰越金
繰入金			1,500,000	2,446,000	△ 946,000	0	1,500,000	
	繰入金	繰入金	1,500,000	2,446,000	△ 946,000	0	1,500,000	特別会計・指定管理会計より
諸収入			825,000	1,285,000	△ 460,000	0	825,000	
	雑入	預金利子	0	0	0	0	0	預金利子
		大会参加料	150,000	530,000	△ 380,000	0	150,000	グラウンドゴルフ、カローリング、リレーマラソン、ウオーキングイベント
		雑収入	555,000	555,000	0	0	555,000	保育園等指導謝礼、指導者派遣
		自販機販売奨励金	120,000	200,000	△ 80,000	0	120,000	コカ・コーラ及びダイドー自販機販売手数料
歳出（B）			72,980,000	76,140,000	△ 3,160,000	31,285,500	41,375,000	
人件費			51,210,000	51,275,000	△ 65,000	23,466,000	27,744,000	
	人件費	報酬	9,247,000	9,247,000	0	4,823,000	4,424,000	役員報酬（専務、常務）及び会長・副会長
		給与（職員・臨時）	22,577,000	23,698,000	△ 1,121,000	10,785,000	11,792,000	給与（正規・臨時職員）
		手当	4,079,000	4,505,000	△ 426,000	1,740,000	2,339,000	期末手当（職員・臨時）
		共済費	9,829,000	8,797,000	1,032,000	6,118,000	3,711,000	福利厚生費（役員、正規職員、臨時職員）
		賃金	5,478,000	5,028,000	450,000	0	5,478,000	業務委託スキー場ほか【賃金】
報償費			300,000	160,000	140,000	0	300,000	
	報償費	報償金	300,000	160,000	140,000	0	300,000	指導者講習会 他
旅費			550,000	460,000	90,000	50,000	500,000	
	旅費	旅費	550,000	460,000	90,000	50,000	500,000	費用弁償、普通出張旅費
一般管理費			20,920,000	24,245,000	△ 3,325,000	7,769,500	12,831,000	
	交際費		20,000	20,000	0	0	20,000	交際費
	需用費		3,180,000	2,570,000	610,000	392,000	2,788,000	
		消耗品費	2,100,000	1,700,000	400,000	150,000	1,950,000	事務用品、ウオーキングイベント 他
		食糧費	130,000	130,000	0	0	130,000	
		印刷製本費	700,000	660,000	40,000	142,000	558,000	会報、封筒、ポスター印刷
		燃料費	100,000	30,000	70,000	50,000	50,000	ガソリン代
		修繕費	150,000	50,000	100,000	50,000	100,000	備品修繕 他
	役務費		1,100,000	890,000	210,000	220,000	880,000	
		通信運搬費	600,000	450,000	150,000	120,000	480,000	電話料、郵便料 他
		広告料	0	0	0	0	0	
		手数料	200,000	200,000	0	50,000	150,000	振込手数料
		保険料	300,000	240,000	60,000	50,000	250,000	車両保険 他
	委託料		1,000,000	800,000	200,000	100,000	900,000	事務委託料、ホームページ作成委託料 他
	使用料及び賃借料		1,520,000	1,385,000	135,000	70,000	1,450,000	コピー機使用料 他
	備品購入費		150,000	50,000	100,000	50,000	100,000	事務機器 他
	負担金補助及び交付金		7,960,000	7,740,000	220,000	6,867,500	773,000	
		負担金	250,000	180,000	70,000	7,500	173,000	社保会費 他
		総合スポーツ大会交付金	250,000	100,000	150,000	0	250,000	
		選手育成強化事業	2,700,000	2,700,000	0	2,700,000	0	
		スポーツ交流支援事業	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000	0	
		スポーツ講習助成事業	300,000	300,000	0	0	300,000	
		地区コミュニティ事業助成金	300,000	300,000	0	0	300,000	
		県スポ協会費	160,000	160,000	0	160,000	0	
		加盟団体助成金	2,700,000	2,700,000	0	2,700,000	0	
	公課費		2,990,000	2,990,000	0	70,000	2,920,000	法人税、消費税、自動車重量税 他
	繰出金		3,000,000	7,800,000	△ 4,800,000	0	3,000,000	基本財産、ロングライド実行委員会（JKA補助金）
収支（A）－（B）：予備費			151,000	2,000	149,000			